

令和6年度 苅田町障がい者施設等整備事業者選考委員会

令和6年10月15日 13時30分～
苅田町役場 403会議室

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 事務局説明

- ①苅田町障がい者施設等整備事業者選考委員会設置要綱について 資料1
- ②苅田町障がい福祉サービス等事業所公募における事業者選定に係る情報公開について
(事前送付資料)
- ③評価基準（傾斜配分）について 資料2-1 資料2-2
- ④採点について
- ⑤選考結果について
- ⑥予定地とのハザードマップとの関係について
- ⑦各サービス事業所の人員配置、定員等について (事前送付資料)

4. プレゼンテーション

令和 6 年度 荻田町障がい者施設等整備事業者選考委員会 設置要綱

制定 令和 6 年 7 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、第 7 期荻田町障がい者福祉計画及び第 3 期荻田町障がい児福祉計画に基づいて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する障害福祉サービス事業所及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 に規定する障害児通所支援事業を実施する施設を整備運営しようとする事業者のうちから整備運営させるべき事業者を選考することを目的とする。

(選考委員会の設置)

第 2 条 事業者の選考を適正に行うため、令和 6 年度荻田町障がい者施設等整備事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 3 条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 副町長
- (2) 福祉課長
- (3) 荻田町障害者施策推進協議会設置条例（平成 8 年 3 月 29 日条例第 8 号）第 2 条に規定する荻田町障害者施策推進協議会の委員のうち 5 名以内

(委員長)

第 4 条 選考委員会の委員長は、副町長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(所掌事務)

第 5 条 選考委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 提案内容の審査に関する事項
- (2) 事業者の順位に関する事項
- (3) その他の事業者選考に関して必要な事項

(選考方法)

第 6 条 選考委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、決定することができない。

- 2 事業者の選考は、別に定める評価基準に基づき行うものとし、選考委員の評点の合計点が最も高い提案をした者から順に、順位を付ける。
- 3 前項の規定による選考委員の評点数が同数の場合は、選考委員の多数決により決定する。

(庶務)

第 7 条 選考委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(守秘義務)

第 8 条 選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 29 日から施行する。

苅田町障がい福祉サービス等事業所公募における事業者選定に係る情報公開事務要領

令和6年9月20日決裁

苅田町では、「苅田町障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画」を平成18年より策定しております。本計画では、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、ともに生きるまちを目指して、障がいのある人が自立し、地域で安心して生活するために必要な障がい福祉サービス等の基盤整備を進めることを基本目標に、障がい者施策を展開していくこととしています。

本計画に基づき、必要な障がい福祉サービスなどを提供するための体制の確保を計画的に図るため、質の高い福祉サービスを継続的に提供する事業者の公募を行います。

事業所の選考は、苅田町障がい者施設等整備事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）により、事業者から提出された書類及びプレゼンテーション内容を評価し、審査により行います。選考委員会は、非公開とします。ただし、公正性、透明性及び客観性が求められることから選考委員及び申込団体に不利益が及ばない範囲において一部を公開します。

（公開内容及び方法）

1. 選考委員会について

事前に、苅田町ホームページにて以下の内容を公開します。

- ・選考委員会日時
- ・選考委員会設置要綱
- ・選考委員名簿

（氏名は非公開とし、選考委員の選任区分、苅田町障害者施策推進協議会委員の選任区分を公開します。）

- ・評価基準（審査の着眼点）
- ・公募応募事業者数

2. 選考結果について

選考委員会終了後、苅田町ホームページにて以下の内容を公開します。

事業種別ごとの審査結果の順位と評価合計点数（1位のみ事業者名を記載します。）

3. 選考委員会議事概要について

議事概要については、選考委員全ての上、公開します。

ただし、応募団体の正当な利益及び競争上の地位を害するおそれがあるものは公開しないものとします。

4. 評価内容の公開について

応募事業者から評価内容の開示を求められた場合は、自者の評価合計点数のみを公開します。

	評価項目	主眼・着眼点	評価点数	傾斜配分	町の着目点	提出書類
1	応募の理由、理念・運営基本方針	応募の理由、理念・施設の運営方針は適切か。	1 2 3 4	3	事業の独自性と継続性	様式2-1
2	サービスの質の向上	利用者や家族の思いを尊重した、質の高いサービスを提供するための基本的な考え方と具体的な取組が示されているか。	1 2 3 4	2	養護者への支援の視点	様式2-2-2
3	事業運営の実績と貢献	同種事業等の運営実績は良好か。	1 2 3 4	1		様式2-2-3
4	職員の確保、育成、職場環境	必要な職員数を確保するための具体的な方策が示されているか。職員の研修・育成、処遇改善等に関する具体的な取組が示されているか。	1 2 3 4	2		様式2-2-4
5	虐待防止、身体拘束の廃止への取組	虐待防止、身体拘束の廃止に向けた基本的な考え方とその取組が示されているか。	1 2 3 4	2	利用者と従事者(職員)双方の人権尊重	様式2-2-5
6	苦情解決の仕組み	苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組が示されているか。	1 2 3 4	3	利用者と従事者(職員)双方の人権尊重	様式2-2-6
7	事故の対応、防犯、防火、防災の対策	転倒など日常的な事故防止や発生時の対応・再発防止に関する基本的な考え方と具体的な取組が示されているか。防犯等の対策は取られているか。避難体制や連絡体制は構築されているか。	1 2 3 4	2		様式2-2-7
8	衛生管理・感染症予防対策等	衛生管理等に関する基本的な考え方と具体的な取組が示されているか。	1 2 3 4	2		様式2-2-8
9	独自性・先見性に富んだ創意工夫などの特徴	先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの基本的な考え方や具体的な取組が示されているか。例)就労系利用者の工賃・賃金等向上のための取組、障がい児への療育手法 等	1 2 3 4	3	事業の独自性と継続性	様式2-2-9
10	地域・関係機関との連携	地域住民との交流を図るための取組が示されているか。相談支援事業所や医療機関等の関係機関との連携体制が示されているか。	1 2 3 4	2	相談支援事業所、医療機関、県・市、その他の福祉サービス事業機関との良好な関係の構築	様式2-2-10
11	経営基盤の安定性	開設、運営に必要な十分な資金を有しているか。	1 2 3 4	2		3. 4. 5
12	事業所の立地・設備	事業所の確保が確実に見込めるか。災害危険箇所の把握はしているか。	1 2 3 4	1		6

《点数》 1:不十分 2:劣っている 3:普通 4:優れている

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)・傾斜配分理由について

評価基準番号	評価項目	倍率	理由
1	応募の理由、理念・運営基本方針	3	事業所の基本方針が事業所運営の基盤となるため。
6	苦情解決の仕組み		利用者と従事者(職員)双方の人権尊重と関係構築のために必要なため。
9	独自性・先見性に富んだ創意工夫などの特徴		利用者が事業内容で事業所選択ができるようにするため。
2	サービスの質の向上	2	標準的な倍率を2で設定。
4	職員の確保、育成、職場環境		
5	虐待防止、身体拘束の廃止への取組		
7	事故の対応、防犯、防火、防災の対策		
8	衛生管理・感染症予防対策等		
10	地域・関係機関との連携		
11	経営基盤の安定性		
3	事業運営の実績と貢献	1	新規事業所の参入を妨げないため。
12	事業所の立地・設備		対象地域は、町内全般のため。

◎就労継続支援B型

サービスの概要
通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

従業者
職業指導員及び生活支援員 総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 (A) 職業指導員の数 → 1人以上 (B) 生活支援員の数 → 1人以上 * (A) (B) のうち、いずれか1人以上は常勤
サービス管理責任者 利用者数60人以下の場合 → 1人以上 * 1人以上は常勤、原則専従 * サービス提供に支障がない場合は、他の業務と兼任可能
管理者
原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
2.設備に関する基準
設備基準
訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室 間仕切り等を設けること（会話内容が漏れないよう配慮されていること）
洗面所・便所 利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な備品
利用定員
B型 → 20人以上
多機能型A型及びB型 → 10人以上

◎共同生活援助

サービスの概要
障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

3 類型	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
夜間支援	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)	1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)
日中支援	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	1名以上の職員の配置が必要	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)

夜間支援体制			
加算の種類	夜間支援等体制加算（Ⅰ）	夜間支援等体制加算（Ⅱ）	夜間支援等体制加算（Ⅲ）
算定要件	夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合	宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合	警備会社や当該事業所の従業者等による常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合

—

1. 人員に関する基準			
従業者			
世話人			
	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
	常勤換算で、利用者を6で除した数以上	常勤換算で、利用者を5で除した数以上	常勤換算で、利用者を6で除した数以上
生活支援員			
	常勤換算で次の①から④までに掲げる数の合計数以上		
	①障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数		
	②障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数		
	③障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数		
	④障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数		
サービス管理責任者			
利用者数が30人以下 → 1人以上			
利用者数が31人以上 → 1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上			
備考			
		※共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者を置くこと	
		※世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない	
管理者			
常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)			
2.設備に関する基準 *ユニット→ひとつの建物というイメージ			
住居			
住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保され、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること			
設備			
ユニットの居室面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上			
定員			
指定事業所の定員 → 4人以上			
共同生活住居の入居定員 → 2人以上10人以下 (既存の建物を活用する場合は、2人以上20人以下) (都道府県知事が特に認めた場合は、21人以上30人以下)			
ユニットの定員 → 2人以上10人以下			
ユニットの居室(個室)の定員 → 1人(特に必要と認められる場合は2人)			

◎放課後等デイサービス

サービスの概要

授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

1-1.人員に関する基準（重症心身障害児を通わせる場合を除く）

A 保育士、児童指導員（最低人員）

- ①障がい児の数が10人までの場合 →2人以上
- ②1人以上は常勤
- ③営業時間帯を通じて配置されること
- ④機能訓練担当職員（D）または看護職員（E）を配置する場合で、専ら発達支援の提供に当たる場合には、最低人員に含めることができる

B 児童発達支援管理責任者（児発管）

- ①1人以上は専任かつ常勤
- ②直接支援員でないこと
- ③管理者（C）との兼務は可能

C 管理者

事業所ごとに専らその職務に従事する

但し、事業所の管理上、支援に支障がない場合は当該事業所の他の職務との兼務可能

D 機能訓練担当職員

日常生活を営むための必要な機能訓練を行う場合は配置が必要

E 看護職員

医療的ケアが必要な障害児のケアを行う場合、配置が必要

医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させてケアを行う場合は置かないことができる

1-2.人員に関する基準（重症心身障害児を通わせる場合）

- ①嘱託医 1人以上
- ②看護職員 1人以上
- ③児童指導員又は保育士 1人以上
- ④児童発達支援管理責任者 1人以上
- ⑤機能訓練担当職員 1人以上（機能訓練の時間帯のみ配置必要）

2.設備に関する基準

利用定員

- ①児童発達支援（放課後等デイサービス）事業所：10人以上
- ②主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援（放課後等デイサービス事業所）：5人以上

設備及び備品

- ①発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えること
- ②その他、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品を備えること